

参議院商工委員会會議録第三十二号

昭和三十一年五月十七日(木曜日)午後一時五十三分開会

委員の異動

本日委員上林忠次君辞任につき、その補欠として山川良一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 阿具根 登君
河野 謙三君

委員

古池 信三君
高橋 衡君
苦米地義三君
中川 以良君
深水 六郎君
海野 三朗君
小松 正雄君
山川 良一君

國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

政府委員

通商産業 川野 芳満君
政務次官 岩武 照彦君
通商産業大 臣官房長 徳永 久次君
通商産業省 企業局長

事務局側

常任委員 山本友太郎君
会専門員

説明員

建設省河 川局長 美馬 郁夫君

本日の会議に付した案件

○本委員会の運営に関する件

○工業用水法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三輪貞治君) ただいまより本日の委員会を開会いたします。

まず委員の異動について申し上げます。本日山林忠次君が辞任され、その補欠として山川良一君が指名されました。

以上御報告いたします。

なお前回委員会散会后、委員長、理事打合会をいたしましたので、その御報告をいたしておきます。前回の委員会散会后、非公式の委員長及び理事打合会を開きまして、今後の法案審議の予定について協議いたしましたところ、今週は工業用水法案、来週は特定物資輸入臨時措置法案と電源開発促進法一部改正法案、来々週は繊維工業設備臨時措置法案について、おのの委員会の結論を出す目標で審議を進めることになりました。委員長はこの申し合せの線に沿って委員会を運営して参りたいと存じますので、この際特に委員各位の御協力をお願いする次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 次に工業用水法案を議題といたします。本法案について質疑のある方は順次御発言を願います。

○海野三朗君 この工業用水法案を大體拝見いたしますと、つまり政府はお金を出してやる、そしてこの工業用水

を助けていくという事になっておると思ふのですが、そのお金は一億八千万円ほどであるといふので、それが、それだけで将来とも事足るのであるか。今はちよつと序の口に試験的に出していくのですか。

○政府委員(川野芳満君) 当省の計画といたしましては、実はもう少し個所も多くいたしまして実行したいと考えてまして、予算的交渉も申し上げたのであります。国家の財政の都合によりまして一億八千万円と、こういうことになりましたので、今回は四カ所をやりたいと、こういうことで計画いたしましたのであります。

○委員長(三輪貞治君) ちよつとこの際申し上げておきます。本日の政府側の御出席は、政務次官並びに企業局長、官房長及び説明員として建設省から河川局長が見えておりますが、河川局長は、たゞいま建設局長会議が開かれておりまして、二時三十分ごろより河川関係の議題に入る予定でありますから、その方に御質問のある方は先に一つそれをお願いいたします。

○海野三朗君 それでは、その他のお金はどうなさるお考えですか、一億八千万円ではどんな工事をさせるおつもりですか、その他のお金はどうか。

○政府委員(徳永久次君) 一億八千万円を補助金といたしまして、各地の事業費の四分の一の補助ということにいたしております。それで残りは四分の

三ということになるわけでござい

ますが、そのおむね半分は工事施行者でございまして、府県なり、市町村の長期債という事で、安い金といひますか、預金部資金引き受けて、低利の長期のものをお世話したいというふうに考えております。残りの四分の三の半分以上、おむね三分の一ぐらいになります

が、それにつきましては公募債でございまして、工業用水道が布設されることによりまして、それを利用いたします事業者に公募債を引き受けてもらうというふうに考えております。これは地元とも、それぞれ工事施行予定のところにつきましては、おむね受益者といひますか、事業者側とも了解がついております。それから長期債をつけます点につきましては、目下大蔵省なり、地方自治庁なり、その他、政府部内で目下相談中でござい

ますが、私も予定通り順調に取り進んで得るものと考へておる次第であります。

○海野三朗君 今まで政府が補助をするというふうな場合は、道路にしても、いろいろな事業についてもあつたのですが、そのたびごとに、地方ではもう金を当てにしておつて、その地方の支出するお金は予定通りい

つておつて、結局するところ、この四分の一程度では、地方の赤字財政のもととなりやしないか、もう少し私は補助を出してやらなければならぬ、こういうふうな思ふのですが、四分の一というふうな非常に少いように私は思ふのですが、どうなんです。

○政府委員(徳永久次君) 国家補助の額が多ければ多いほど建設が安くでき上つていくことになる、それに

よりまして水道料金も安くなるという事は確かでございますが、ただ財政の都合もございまして、私ども受益者としてがまんし得る程度の程度で供給し得るという目標は踏みはずさないようにしなければならぬとい

うことをいふなら、それは実ははいいてみました。先ほど申しました四分の一補助、それから一部長起債、一部受益者引き受けというふうな形でいろいろ計算いたしまして、水道料金がト

ン当り三円五十銭、高くて四円というふうなところでございまして、今水道の値段を十円とかいふようなことになりま

すれば、これはまあ工業用の水はそんな高い水ではどうにもならない。工業用の水といたしまして、現実に事業者が地下水をポンプによりまして井戸からくみ上げております料金が二円何角というふうなことからみま

すと、高くては産業それ自身の基礎を脅かすことになりま

いろいろな計数をほじいてみまして、十分適正料金で供給を確保し得るといふ見通しをつけまして、さような補助率をきめました次第でございます。

○海野三朗君　これに政府がお金を出してくれるというよりは非常にいいことでありますが、同時に、生産工場のコストが高くなってくるという、そういう懸念はありませんか。生産コストが高くなってくる、つまり工業用水、この水道をこらやった、ああやうたということのために生産コストが高くなってくるというおそれはないのでしょうか。それは弊かない程度でありますか。どうなんです。

○政府委員(徳永久次君) 事業者が工業用水として利用しております水といふのは、いろんな種類、水の種類としてもいろんなものがございます。そのの利用しておりますものをコスト的に

けつこうだというような事情でございますまして、現実には井戸のコストから見ますと、二円か三円くらいで手に入っておるわけであります。わずかながら値段が上つておるということでございますが、今お話のように、それが工業生産にとりまして致命的でありますとか、コストが高くなつて消化ができなくなるというおそれがない、十分事業者としてがまんし得る、むしろ歓迎する値段であるというふうに私、見ております。

○海野三朗君　これは大丈夫だというふうにお考えになつて、そつして四分の一という割合をおきめになつたのですか。

○政府委員(徳永久次君)　国家の補助につきましては、四分の一で十分であるというふうに考える次第でございます。

○海野三朗君　その四分の一というものは、つまり受益者が負担するところのものが、生産コストをそり目立って上げなくともやつてゆけるという見通しのもとにこの四分の一の見当をおつけになつたのかということです。

○政府委員(徳永久次君)　お話の通りでございます。

○海野三朗君　これは大丈夫だといふうにお考えになつて、そうして四分の一という割合をおきめになつたのですか。

○政府委員(徳永久次君) 國家の補助につきましては、四分の一で十分であるというふうに考へる次第でございます。

○海野三朗君 その四分の一というのは、つまり受益者が負担するところのものが、生産コストをそり目立って上げなくともやってゆけるといふ見通しのもとにこの四分の一の見当をおつけになったのかということです。

○政府委員(徳永久次君) お話の通りでございます。

○政府委員(徳永久次君) お話の通り
で、いゝお話を。

○海野三朗君 それから建設省に関係することについて伺いたいのですが、これはどこまでが建設省の扱いで、どこまでが通産省の扱いになりますか。

○説明員(美馬都夫君) 具体的にどこ

までと申しますと、御質問の趣旨がよくわかりませんが、たとえばどういふような問題についてでございますか。

○海野三朗君 この法案が通りますれば、つまり工事が始まるわけでございまして、そうすると、その工事をす

るまでが建設省の側であるかどうかというのです。その範囲ですね。建設省が関係する範囲、通産省が関係する範囲、その両方を私は伺っているのです。

○政府委員(徳永久次君) 私の方から便宜お答えさしていただきたいと思ひます。工業用水道の設置につきまして私の方の通産省と建設省と共管で仕事をいたすことになっております。両方の役所の設置法の趣旨から考えてみますれば、形式的に分けますれば、各事業体——限なり市なりが考えております工事内容といひますか、工事計画といひますか、土木技術といひますかといふより、而面から適當にできているか、できていないかといふことを審査してもらひ、それを審査してもらつたあとにおいての仕上げ、工事の施行そのものを十分監督していただくといふことになる。

通産省の方はどこの工業用水道施設を補助金の対象として取り上げるかと、それから水道料金をどう考えるかとか、そういうふうのことは見て行くといふようなことになろうかと思ふのであります。しかしこれらはお互い役所でございますので、申請者側にあつちも行か

んかということに実はいたしておりま
す。むずかしく考えないで實際運用を
仲よくやつて、そして實際の申請者に
不必要な御迷惑をおかけしないように
ということをやりたいと思ひまして、
そういう話し合いを兩省の間で進め
る、そういう話し合いのもとに事務を
運営したいというふうに考えておりま
す。

○海野三朗君　そういふ点については建設省側と意見が相違することがありますせんか。

○政府委員(徳永久次君) 今のようにな
申し上げましたようなことで両方でや
ろうじゃありませんかということ、
両省の間には十分の了解ができており
ます。

○説明員(美馬郁夫君)　ただいまの取扱いにつきましては私どもの方も通産当局とよく相談いたしまして、不便なことのないような処置をとりたいと思っております。

○白川一雄君 第三条の二項に書いてありますような理由で急に非常処置としてこの法律を実施しなければならぬという事情になったと、こう觀察するのでございますが、この法律は非常的に制限することばかりを目的にした法

水を解決するような施策というものが計画されておるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(徳永久次君) お話のように第三條の二項をちよつとごらんいただきますと、今のようなお感じをお持ちにならうかと思うのでございますが、これは実は提案理由で御説明を申し上げておりますように、問題は逆にお考えいただきたいわけでございます。と申しますのは、すでに国会の御了承を得ました予算の中におきまして、工業用水道の設置助成ということをしております。そういういたしまして、その設置助成を本年度いたしております三力地点、尼崎、四日市、川崎という三力地点につきましてはすでに水がなくて困っております場所でございます。それから地下水を過度にくみ上げまして事業者側も困っておりますような場所でございます。そういうところ新たに工業用水道を設けまして事業者が困らない、あるいはさらにその次の発展ができるような水を供給することをやります、そういう水のでておる場所におきましては現在くみ上げ過度になりまして地盤が沈下したり、その結果といたしまして事業者側も迷惑している、機械を据え付けております地盤がたがたになるといふような苦痛を感じ、あるいは無制限に新規に井戸を掘られますために自分のところの井戸のくみ上げの量が影響を受けて事業者が円滑に運営できないというような、苦痛しておりますような事情にございますので、水道ができたんだからもう新たに井戸を掘るのは地下の状況からみて差しつかえない程度にとどめて下さい、それで水道ができたんですか

ら今までくみ過ぎておつてくみ上げ過
度になっておつたために困つておつ
たようなところは、新たにできた水道
の方と切りかえて下さいという法律で
ございまして、補助金が先で、補助金
によりまして水道のできる場所にしか
この法律は適用しないというふうに実
は作りましたつもりでございまして。こ
の三条の二項に書いておられます、法
律本文の書き方ですからわかりにくい
のでございまして、書いておられ
ます意味は、そういう地盤沈下の
起つたりいろいろな弊害の起つてい
るような場所であり、かつその地域に工
業用水がすでにできたり、または一
年以内に施設の工事が開始される見込
みのある場所しかこの法律の制限地域
にはしませんよというふうに実は書い
たつもりでございまして。勝手にそうい
う対策のないところを制限するという
ことは禁止するように実はこの法律は
そういうつもりで作つております。む
しろ予算措置によつて事業者はむち
くちに制限されるということじゃ困
りますけれども、予算措置で代替水が
できるようにしたから喜んで制限に
ついていくといふんですか、というよう
な場所だけについて制限しようという
ようなつもりであります。法律もそう
いうふうに作り上げたつもりでありま
す。

○白川一雄君 おつしやることはわか
るのでございまして、三地区というの
は、特に工業が非常に集まつていて
いう関係であり、今後産業が拡大して
来ますればその地域外に工場を持つて
いけばいいようなもの、すでに投資
されている企業というものは膨大なも
ので、これに関連産業というものがや

はりふえなければいけないという事情
にあるのに、この地区に特に制限するの
は現況から考えたならば必要はあろう
と思ひますけれども、やはり他のソー
スから水の供給できる線が出てこな
いと、その三地域の産業というものは
今後拡大するといふことができないの
じゃないか。ただ工場の敷地として不
適当であるといふのでほかに持つて行
けばいいようなものの、現在既存の設
備といふものが膨大なもので、おそろく
これの関連で、果して他に持つていく
といふことは産業という建前から考え
たら非常に不合理な結果を生じて来や
せんか。そういう意味から、この法律
はもちろんけつこうなんです、同時に
当局としては工業用水を豊富に供給
するところの計画といふものが、今後
非常に緊要なものではないだろうかとい
う点を、この法律を見ておる途中で感
ずるのでお尋ねしたわけでございます
す。

それからまた指定されただけ制限す
るとしまして、地下水が、私専門的
な知識はありませんが、地下の一つの
タンクのような性質になっておるもの
とすれば、地域外のところでもどん
ん井戸を掘れば、やはりその地域に非
常に影響するのじゃないかといふこと
になると、地域外のものもある程度制
約がないとそういう結果が生じてくる
のじゃないかという心配があるのです
が、その点いかがですか。

○政府委員(徳永久次君) 最初の点で
ございまして、最初の点は先ほど申し
たことを補足申し上げますと、私ど
も今先生がおつしやる通りに考へて
おります。たとえば川崎にしろ、四日
市にしろ、今後の発展のために水が

なければ何にもならないのだ、水を確
保するようなことをしましよ、また
それをやるのが大事だといふふうに
考へております。ただし、それは新し
い水を供給するようには工業用水道で
置し助成してやります、それは全部
が今後のその地域の工業の発展のため
の水ではあります。将来の発展の分
も含めておりますが、同時に現在くみ
上げ過度になっておるもの置きかえ
用の水も含んでおりますといふよう
なつもりでおるわけでありまして。置きか
え用分及び今後の発展用分を考へまし
て、工業用水道を布設し、それを設置
助成することによりまして、その地域
の経済発展が今後できるようになる
ことを頭に置いて、実は水道工事とい
う方は助成したいといふふうに考
えております。

それから第二の点でございまして
が、お話のように、地下水はある程度
相関関係を持つております。離れまし
た場所でのくみ上げがある場所に影響
を与え、という性質は持つております
るが、しかし、その状況といふことも
のは、地盤の状況、それから地下水の
水脈といふんです、その状況によつて、
それぞれ所により事情を異にいたして
おります。その点につきましては、私
の方の地質調査所でこの辺の相当の調
査もいたしておりますが、その調査
データに基づきまして、この法律の目的
をいたしますくみ上げ制限をする場
所としては、地下の状況にかんがみ、
どこどこをどういふ線の引き方をす
ればいいかといふふうに定めるつもり
であります。それは四角とか三角と
か単純にはなりません、非常に地質
の状況に応じてややこしい線の引

き方にならうかと考へるわけでありま
す。法の目的に合うごとく線は引くつ
もりであります。十分実際に即し、必
要限度は充足しますが、必要限度以上
にわたらないように、地下の状況に
じましてやるといふふうに考へており
ます。

○河野謙三君 この機会にちよつと聞
いておきたいのですが、直接工業用水
の問題じゃありませんが、最近江東地
帯で天然ガス事業が盛んに、盛んとい
うほどじゃないが、やつております
ね。ああいうものがやはり地下埋没の
現象を起すと思うのですよ。こういう
ものについては将来何か考慮を払つて
おられますか。まあとりあえずこの法
の対象になつておる四日市や川崎、尼
崎といふところではそういう問題は
起つておりませんが、現に東京の江東
地帯にはそういう問題が起つてあり
ますね。こういう問題について、将来
に備えて何かお考へになつておりま
すか。

○政府委員(徳永久次君) お話のよう
に、天然ガスをくみ上げますと、同
時に地下の塩水といふんです、ある種
の、おおむね塩水が多いのであります
が、出て参る現象が起つて参ります。
それがある程度の地表に、ちやうど工
業用の井戸を掘りまして水をくみ上げ
ますと地表に影響を及ぼすに似たよう
な現象を起すことは、お話の通りであ
ります。ただし、天然ガスになります
と、その全体の量からみましますと、
それほど大きな量にならないといふこ
とが一つ、それからいま一つは、これ
は天然ガスといふものは、やはり
地下資源の大事なものでございませ
う、これはここがだめならそこへ行け

ばどこでもあるというわけでもござい
ませんので、若干の、影響が絶無では
ないからといって、地下資源を捨てて
しまふといふことにも参りかねるとい
うような事情もございまして、鉱物
採取に伴います地下水の水をくみ上げ
るといふことを制限するといふような
ことを考へることは、適当ではないの
じゃないかといふふうに、私どもは考
えております。

○河野謙三君 私が何つておるのは、
地下資源を大いに活用することであり
ますから、これは大いに奨励しなけれ
ばいかぬと思ひますが、その副産物と
して、この工業用水において起つたよ
うな地下埋没といふような、もし現象
が起つてきたときに、またその地区の
住民が非常に困るだといふようなとき
に備えて、何かお考へになつておりま
すかどうか、こういうわけですか。
これはすでに天然ガスの問題はもう一
つの大きな鉱区を権利者がとつてお
るんでしよう。そうしてどんどんやりま
すね。その結果、その地区の住民なり
工場に悪影響があつたといふときに、
今はないかも知れませんが、私は
はそういうこともあり得ると思ひま
す。そういう場合について、何かこの
工業用水に対する備えと同じような、
何か将来お考へになつておることがあ
りますか、どうですかといふことを今
伺つておるのです。

○政府委員(徳永久次君) 先ほど申し
ましたように、私も鉱物採取、代替
資源のない、また有限な資源といふも
のの採掘といふものを尊重すること
でありますから、国の経済のやほりも
なることではあります。また、しこ
うして、それが量的にも地表に及ぼす影

響というものがたか知れておるといふようなことから、さような掘ることや抑制するといふような措置といふものは、適當ではないのじゃないかといふふうに考えております。

○河野謙三君 私は抑制すべきだといふことを言つておるのじゃないのですよ。これは大いに奨励しろといふのです。しかし、それによつて、もしその地区に陥没が起つたり、その他いろいろ、その土地の住民なり工場に悪影響を及ぼすようなことが起り得ると私は将来考へなければいかぬと思ひます。そういう場合について、何か政府はその鑑識権を持つておる人たちに、現に何か契約ができておるのか、現にそういう契約はないけれども、将来何か対策を立てなければいかぬだろうと考へておられるのか、そこを伺ひたいといふのです。

○政府委員(徳永久次君) 現在鑑識法である程度の所有者に責任を負わせられております。鑑識をやることによりまして第三者にいろいろ迷惑をかけるとかいふことが、相當に因果關係さへはつきりいたしておりましたれば、鑑識があろうとなかろうと、無過失賠償責任、普通の責任より重い責任を鑑識者に実は課しております。その無過失賠償責任の責任によりまして、事業者にある種の責任を負わすといふことは、鑑識法上やるわけでございます。それ以上に、そういう原因が起らないような措置をとる、すなわち鑑識を制限するといふことは、鑑識法の中にもある程度の規制はございます。どこの場合でも掘つていいといふことではございません。相當の、たとえば貯水池があるところの近くを掘つて、貯水池がだ

めになるというよりなことはしやいかぬ、あるいは道路があつて、道路が決壊するといふようなことを掘つてはいかぬ、あるいは川がございまして、川の水が地下へ流れ込んでしまふといふようなことはしやいかぬ、相當の制限が加へられておりますが、そういう鑑識法上の制限以上の制限といふものは考へるべきではないのじゃないか、具體的に起りました場合に、鑑識法によりまして相當の予防的制限もしてございしますし、それから悪影響が起りました場合の損害責任も、通常の場合以上に誇張したものも課せられておりますし、それによつて律して行くといふことが適當であるといふふうに考へております。

○河野謙三君 私はきつめて具體的に伺つておるのですが、江東地区で現に天然ガスをやつておるでしよう。あの地帯はもう天然ガスの事業を始める前から、その他の事情によつて、年々陥没しておるのです。天然ガスを始めたために陥没したのじゃなくとも、天然ガスをやつたために陥没がまたひどくなつたといふようなことが私は起り得ると思ふのです。他の事情であつても、そういうことに結びつけて問題が起つたときに、どういふ解決をするようになつておるかといふことを聞いておる。これは政府が補償するの、その鑑識権を持つてゐる人が補償するようになつておるかといふことではないか。私はこの江東地区については非常に問題が起ると思ふのです。自然に陥没があるのです。毎年。その上に……また陥没があるような所だから天然ガスが出るのでしよう。私はよくわからぬ

けれども。こういう地区について何か政府と事業者の間にお約束があるのかどうかといふことを聞いておるわけですから。

○政府委員(徳永久次君) この鑑識をやりますことによりまして結果といふことが明白であるといふ場合には、被害者の方が鑑識権者に損害賠償の請求ができる。それは鑑識者が——普通の民法の原則でいいますと、悪意または重大なる過失といふ要件がついておるわけでありまして。鑑識の場合にはそういう要件は抜きにして、原因と結果の相關關係を明らかにすれば事業者に責任があるといふふうになつております。ただし、先ほど申しましたように、鑑識権を施行し得る場所といふのは、鑑識法では公益上の相當の制限がしてございします。公益上の相當の制限がない場所につきましては、鑑識をやりました場合の結果といふのは、鑑識権者の損害賠償の責任になるといふふうになつておりますが、それは具體的には被害者と加害者でありまして鑑識権者の話し合ひであり、いわゆる民事訴訟といふ形で処理するといふ建前をとつております。

○河野謙三君 くだいようでありますけれども、たとえば江東地区に今天然ガスを掘つております。それは、ある工場のどまん中で掘つてゐるわけですから、その工場はそこから出てくるガスを吸ひながら、その工場に他の被害があつても、その工場内にガスがあるから、そのガスを吸ひながら、それから受ける利得が大きいから、進んで掘つて下さい、掘りましようといふことになつた。ところがその周辺の工場はそれによつて陥没等がもし起るといふよう

なことになるれば、これは迷惑千萬なんです。その鑑識権の問題だと思ふのです。こういう問題はどうかといふことを伺つてゐるのですが、これは今現には起つておりませんけれども、将来その天然ガスをやつてゐる人の言うように、非常に天然ガスが豊富であつて、盛んに江東地区に天然ガスの事業が起るとすれば、こういう問題は必ず鑑識法に起つてくると思ふのです。あらかじめその点を御調査下さいまして、何か一つ御対策をお立てになることは決してむだじゃないと思ひますので、申し上げておく次第であります。

○阿貝根登君 この工業用水法案につきましては、この前建設委員会との合同委員会において相當突つ込んだ質問もされて、当局は説明もできなくて、そういう内閣としての責任者を出せといふことを言われておつたが、それから何か報告があつたかどうか。政務次官どうです。

○政府委員(川野芳満君) もうしばらくたちますと大臣が参りましてその点については政府を代表して御答弁申し上げると、こういうことになつておりますから、いましばらくお待ちを願ひたいと思ひます。

○阿貝根登君 この法案では、いわゆる過度の水の使用のために塩水とか、あるいは浸落があるとか、こういうことを言われておりますが、現在では工業用水の井戸を掘るのは無制限に許可されておるのかどうか、その点一つ局長から伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) 現在は何らの制限的な法律も何もございせん。各人が自分の土地の所有権なりあるいは使用権を持つておりますれば、そ

こに井戸を掘つて水をくみ上げることには各人の勝手であるといふ状態になつております。

○阿貝根登君 そうするのですね、現在まで問題が起つておらないのがおかしいのであつて、私どもが地方におる場合に、住宅を作つた場合に、その住宅の井戸を掘るために農民との間に血の出るような戦いがされておる。いわゆる農民側から言うならば水の問題では日本始まつて以来親子でも血を流してきておるといふことが言われておるのにだ、全然問題が起つておらないというのがおかしい。問題が全然起つてなくて業者側が勝手に掘つていいことになつておりますか。

○政府委員(徳永久次君) 問題が起つていないといふ意味ではないのでございします。たとえば尼崎地帯でございしますれば、先ほどもちよつと申し上げましたように工場相互間も困つております。自分のところに井戸を掘りまして、ある仕事に應じてましてこの程度の水が要るといふ見解である大きなパイプの井戸を掘りまして水をくみ上げておる。ところが隣の工場ができて、ところがあまり近いところを掘りまして、ために、近いところに掘りますと井戸相互間にやはり水が影響を及ぼしまして、前の工場のくみ上げ量に影響を及ぼすといふような現象も起つております。そういう事業者間でも困つております。そののみならず、地帯全体としてくみ上げ量が多くなり過ぎましてその結果地盤が沈下する。それからここに書いてありますような海水が混入してくるといふようなことで水の質が悪くなる。地盤沈下の結果工場の建屋も

し、考えさへも定まつておらぬというわけではありますが、まあ政府としましては、これは今度の工業用水の法案によつて見るように、とにかく水の問題は捨てておけませんので、何とか至急に審議会あたりの結論を出してもらつて意見をまとめたといふのは考えておりまして、けれども、現状は今申し上げる通りであります。そこでとりあへず今度は工業用水法案を出した、こういうことでございませう。

〔委員長退席、理事河野謙三君着席〕

○阿具根登君　そうすると、この法案を出された考え方というものが無制限に井戸を掘つてそうして陥没をさせ、あるいは用水を吸収するというようなことが原因になつておるとするならば、これは通産省が出すべきものでなくて、建設省なり、あるいは農林省が出て、建設省であつて、通産省が出す場合は、水が足りなくなつてそうして工業用水の水に困つておる、こういう場合ならいざ知らず、陥没があるとか塩水が混入されるとかいう問題は通産省の所管じゃない。それを原因にして掘る掘らんと通産大臣が許可するというのは、これはちよつと見当違いだと僕は思うのですが、そうじゃないですか。

○国務大臣(石橋湛山君)　陥没とか塩水がまざるのかということはお話の通りでございませうが、そこにある工業に直接結びついておるものですか、そこでやはり工業に直接平生携わつておる通産省が工業の見地から掘るのの一番便宜である、こういふようなことから、建設省とは打ち合せをしまして、いろいろその点は確かに建設省から問題が出たのでありますが、いろいろ

〔委員長退席、理事河野謙三君着席〕

し、考えさえも定まっておらぬといふわけでありましたが、まあ政府としましては、これは今度の工業用水の法案には捨てておけませんので、何とか至急議院に審議会あたりの結論を出してもらつて意見をまとめたといふは考えておりますけれども、現状は今申し上げる通りであります。そこでとりあえず今度は工業用水法案を出した、こういうことでございます。

ろな話し合いの結果、とにかく工業用水を主眼にするものでありますから、工業を直接統制しておる通産省がやるのが工業の立場から見れば適当であらうということで、通産省が所管をするということになっております。

○阿具根登君 通産大臣の立場からおっしゃるのは私はわかるのです。通産大臣が通産省の所管として工業用水はこういうふうにしたいとおっしゃるのはわかるのだけれども、たとえば問題になつておる川崎なら川崎の問題を考へる場合に、工業を第一に考へるべきか、あるいは町全体を第一に考へるべきか、あるいは農業を第一に考へるべきか、こういうことになつてくれば、私はこれはおそろくたといへば川崎なら川崎の問題でも、工業としては当然工業法案でも作つてもらつてをうして低廉豊富な水をということになるけれども、今までは町全体あるいは農業、こういうところには無制限に掘られるということになつておるけれども、これはできない、何とか法律を作つてもらつて通産省の責任において仕事をやっていきたい、こういうことになつてくれば、その町全体の水のことでなくて、農民の水のことは第二義になつて、工業用水が第一になりやしないか、こういう弊害はございませぬか。

り扱つたらいいだろう、こういう話し合いをしたわけなんです。

○阿具根登君 これは局長からでもいいですが、そうすると井戸は掘つてできないように規制をされるわけですか。いままでのように無制限に掘つてはできない、規制をする。いわゆる工業用水が少なくなる。そうすれば、低廉豊富な水は、川から引っぱるか何かしなければできない。そうなるならば、この問題の川崎その他の所のやつは、何かそういう計画があるならばお示し願いたい。井戸は掘るな、枯渇を考へる、あるいは塩水がはいつてくる、陥没をするから井戸は掘るなといつて水は少なくなつておいて、低廉豊富な水を持つてくる、こうおっしゃるのだから、低廉豊富な水といへば、井戸水が、枯渇しない所だつたら一番低廉が一番手近でとれる水だと思ふ。それよりも低廉豊富な水は、井戸を掘ることもできないような所から持つてくることもできない、相当水道のことも考へられては、だろ、川から引かれるならば、そういう考へもあるだろうし、そういう計画があつたらお示し願いたい。

○政府委員(徳永久次君) これは前にちよつと申し上げましたが、別途法律の方でございませぬが、予算の方に本年度初めて一億八千万円の補助金を計上いたしまして、この法律を適用しようとしておられます三カ地点——尼崎、川崎、四日市——四日市の場合には、川崎の場合には市が施行者となりまして、工業用水道の計画というものを立てております。それに先ほど申し上げました一億八千万円の補助金をつけ、政府は別途預金部の金から長期低

廉な金を供給してやる。それから政府があつせんにいたしまして付近の事業者、市町村が出します公募債を受給者に引き受けてもらふという形でやろうといひしてあります。この補助金と長期債とそれから受益者が引き受ける公募債という三本立によりまして、水道工事に相当の金がかかるわけでございますけれども、出ます水は割合に安い値段で供給できる。大体の見当で申し上げますと、尼崎、川崎の場合にはトン当たり三四十銭、四日市の場合には四円、そのくらいの値段で供給できるという用意ができて、今具体的な工事計画そのものを審査中であるという段階でございませぬ。

○阿具根登君 そうすると、川崎、尼崎、四日市だけは一億八千万円を国から補助を出してをうたいを考へられておるが、その他の工業都市はどうなんですか。その他の方面にも相当工業用水のために困つておる所がたくさんある。たとえば福岡市のごとき、大牟田市のごときは熊本県から水を引いておる。こういう所についてはどういうふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(徳永久次君) これはほかの場所にもいろいろ工業の発展上、水が足らなくて困つておるといふ場所がございませぬ。私も本年度からもう少し広い範囲にしたいと考へましたのでございませぬけれども、何さま国家財政の状況及びある程度各地の計画の熟し足らなかつた事情というやうなこともございまして、本年度はまあはしりとしてこの程度にとどめまして、しかし通産省としましては、今後の五カ年計画も考へまして、また各地の工業都市の状況を見ますと、水の不足という

ことが発展を阻害する非常に大きな原因というふうに認められますので、三十二年以降におきましては補助金ももつとふやしたい、こういうことで各地の計画を推進していきたいというふうに考へております。

それから今までも実はある程度地の利によりまして非常に有利な場所もございまして、国の補助金に依存しないで作つておる場所もございませぬ。極端な場合は、公募債だけ——公募債は地方債よりも非常に金利が高いのでございませぬが、それでも地の利は有利であります。地が利が有利といふ場所から近くから水が引けるといふ場所もございまして、それで生きておる場所もございまして、それで、たとえば静岡県といふようなところは、公募債でありますけれども二円何がしぐらいでもできるといふようなところもございませぬ。これは事業者としては井戸水を掘る、地下水を掘るのとほとんどかわらないやうな場所といふやうなものは国家助成の対象にはしませんが、しかし公募債の割当といふもの、これにつきましては自治庁なり大蔵省その他と連絡をとりまして、それを実現するようにお手伝いしたいと存じております。

○阿具根登君 そうすると、この三カ所は今から新しく工場を建てるとかいふやうなところは、いわゆるこの法律によつて井戸の規制なんかされる、それは一応わかるとして、常にこの三カ所は現在まで井戸を自由に掘つておつたところなんです。それで工業をやつていたところなんです。それで、現在それがどうなつておるか。これで潤うのは大企業が一番だと思ふ。小企業でそんなたくさん水を使つておるところはな

いと思ふ。それだけ大きな水を使うところは、大企業だと思ふのです。そうすれば、国が四分の一も補助してやつて大企業を非常に援助することになるが、今まではどうやっておつたか、現在どうなつたらこの一億八千万円の金をこの個所に出さなければならぬか、どの川からどういふふうに引つぱつてやるか、これを詳細に。

(理事 河野謙三君退席、委員長着席)

○委員長(三輪貞治君) この際ちよつとお諮りいたします。先ほど申し上げましたように、美馬河川局長は建設局長会議に出席するため退席したいという申し出がございませぬが、よろしうございませぬか。

○阿具根登君 もう私どもの方もやめますし、建設委員の方もすぐくると思ひますから……。

○政府委員(徳永久次君) まだ若干調査が完結でないところもございまして、まだお配り申し上げていないのでございませぬが、各地々の状況を調べました利用者別の状況なり既存の地下水を幾ら使つておる、工業用水といふますか、上水を幾ら使つておるかという状況なり、それからどういふことをやつておるかといふやうなことの資料をある程度持つておりますから、ある程度持つておりますといひますのは、大体これで相当十分だと思ふのでございませぬけれども、工事そのものが、先ほどちよつと申し上げました建設省と共同で審査するといひますか、妥当な企画であるかどうか、工事費をどの程度に見積つて大丈夫であるかどうか、それから水利権との関係が、取り口がうまくできておるかどうかというやう

なこともいろいろございます。その点がまだ調査が不十分でございまして、その意味で多少の未定稿という意味でこれを御了解いただければ資料をお配り申し上げます。相当詳細なものを用意いたしております。

○阿具根登君 それではこれは限られた範囲のものでありますから、詳細な資料をこの次までにお届けを願います。それから委員長にこの際申し上げたいと思ひますが、連絡も不十分であつたかもしませんが、非常な関心を持つて建設委員の方も見えておらないし、本委員会でもわずか三名ですから、これは一応私はこれで質問は保留いたしますので、きよりは散会していただきますと思ひます。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

○河野隆三君 これはいろいろ問題点はあるんですけども、ちよつと伺つておきたいのは、この法案を施行した結果は現に地下水を使つておる人が非常に有利であつて、これからその川の水等を引いて、これは国が補助するんですが、引いても、それを使う人が非常に高い水を使うことになるわけですね。同じ川崎なら川崎地区で現に井戸を掘つて地下水を使つておる人よりも、この法の保護を受けて安い水を使つたといつてもなおこの水の方が高いんですね。これは理想からいへばプールのすべきだと思ひますが、プールしないまでも現在地下水を使つておる工業者と、これから川から水を引つて使つて工業者と、この間にあま

り水のコストに隔たりのないようになりなさいいかぬと私は思ふのですよ。空気とか水とかいふものは絶対に機会均等でないければならぬ。たとえ川崎地区の非常にまだ工場の空地帯といふのはたくさんあります。これからまだ工場ができるでしょう。この土地がやっぱり地下水の水が出るというところで一つの地価の条件が生まれてくるわけですね。ところが今までは工場の敷地を買えば勝手に井戸が掘れた、これからは井戸が掘れないということになりますと、これは地価にも影響があるわけですね。そういういろいろな複雑な問題がありますので、この法によつて水が、川崎なら川崎地区で工業用水の価格が二つなり三つにならないようにしなさいかならぬと思ふのですよ。ところが相当考慮を払つておられるけれども、何うところによると既設の工場で地下水を使つておる方は、かりに石二円なら二円としますと、今度の法律によつて保護を受けて水をもらう、その水はどうかといふと三円なり四円である、こういうふう聞いておるんですが、これは少し、いわゆる水の機会均等の立場からいって大きな政治問題になりやしないかと思ふのですが、その点大臣どうでしょう。私は理想としては何らかの形でプールの近いようにすべきだと思ふのですが。

○国務大臣(石橋澄山君) これはどういふ方法でそういうことをやりますか、なかなか問題だと思ひますが、これからの法律が通つても地下水が全然とれないわけではないと思ふ。なお一つその点は十分研究いたしまして、なかなかむずかしい問題になるとは思ひますけれども……。

○河野隆三君 この間建設委員会の連合審査の場合に言ひましたがね。水そのものの給源といふものは、これは何もの土地の所有者の下から出る水だけじゃないのです。これは川崎地区全般の水脈、もつと広いといへば川崎からずつと横浜の方までの広い範囲から出てくる水です。これは公有物です。それをそのまま早く手をつけた連中が得しちゃつて、あとから行つた連中は何も使えないといふことは、地主の土地なら別だけれども、水である限りは公有物ですから、この給源もまた広いのですから、この法律のために、私今申し上げたように差等がついては問題だと思ふのですよ。それが片一方が二円、片一方が二円五十銭といふような程度ならいいけれども、片一方が二円、片一方が四円といふような結果になつたら非常に既得権者に対しては保護であるかも知れぬけれども、これから工場を建設しようとする人には非常に私は不利な条件になると思ひますから、これは御考慮願うのですけれども、この法案審議に當つて、これはその問題はある程度具体的に大臣の方から御説明願ふなければならぬ問題だと思ふのですがね。それと一つは、これはちよつと局長に伺ひたいんですが、これは、従来の工業用水を使つておる、これを抑制することができると書いてありますね。水を減らすことができる、できるとなつておるけれども、それに服従しなかつた場合どうなるのです。服従しなかつた場合にはどうするといふ規定がないんだな。これははおかふりで、あんな通産省がやかまし

事業でもやる人はやりますよ。これは金もつけやうなんで、あつかましくなくちゃできないんだから。そういうのをどうしますか。

いかであらうかという、まあ常識的な考慮といひますか、考え方、新規なものはまだ掘つてないわけではございませぬ、新規なものを全然許可しないというわけではございませぬが、今までは所有権絶対という意味で無計画に掘られておつたといふことでございませぬので、新規なものが地下の状況に應じて適当な間隔、適当の深さであれば地表に何の影響もなしに水が得られる、場所々々によつて違ひますけれども、そういう点で一定の深さでありませうけれども許可するといふふうになると思ひます。浅い所を掘りますと地中に、地表に影響を及ぼす、近所に影響を及ぼすといふことになりませうが、その際にはある程度の間隔を置かなければ工合が悪いという制限を加えたいと思ひます。新設のものにはそういうこと、地下の状況に應じてこの運用の基準を作るということになつておられますけれども、絶対不許可ではございませぬけれども、こういうふうな基準で許可をして行くといふことになつておられるわけですが、これは今までも何も掘つてなかつたわけではございませぬので、こういう大休水脈もできたわけではございませぬ、新規なものは許可制がまゐりしていただきたい。しかし今までの仕事をしておつた人が水を取られるといふことは工場をとめるということにもなりますので、工場をとめることを強制するわけにもこれは参らないわけではございませぬので、ただ用途によりましてあなたの方は工業用水にこれに置きかえてよいはずですよといふことをよく啓蒙もしながら指導いたしまして極力置きかえてもらふといふのがほどほどのところ

従ふ必要はない。それくらいのことでは

○政府委員(徳永久次君) 私どもこの三地带につきましては、今お話を点はある程度実は衆議院におるわけですね。と申しますのは、三地带といふのは過度のくみ上げになりまして、先ほどいろいろの意味で申し上げましたように、水質そのものが悪化してございませぬ、もちろんすべてがそうとは申し上げざるわけではございませぬけれども、この水の中に塩水が入つたりしますと、工業用水に利用する場合にも実は本来の用途に適しない困つておる。それで今地下水を掘るよりしようがないので掘つておる面もございませぬ。若干高いかも知れませんが、工業用水道ができませんればこれは水道ほど殺菌した水ではございませぬけれども、しかしある程度の浄化をした水でございませぬし、水質は割合上等なものが、ただ水温の関係では地下水ほど冷たくな

水意味で地下水でなければ困る、用途が、そうでない人にとりましては工業用水ができればむしろ喜んで置きかえたいといふ面もあるのではないかと、いふように実はある程度衆議院におるんですが、法制的にこれを勧告の程度にとどめまして趣旨は先ほど申し上げますように、これは今までも完全に各人の自由といふことで認められておりまして、これは新しく法律が出たからといってこの既得権までこの強制力によつて置きかえられるといふふうにするとは

ではないかというふうに考えております。

○河野謙三君 局長、これは大へんな問題だと思ふ。あなたの方の説明では強制力は持たないけれども、これははっきりそうおっしゃった。そうすると今まで井戸の水を使つた人はそのまゝでは許可制をしなくとも、簡単に言うところになる。簡単に言うところにも複雑に言つても同じですが、法律はそんな不平等な悪法はないと思ふ。新しい人にはある制約を加えるけれども、同時に既設の井戸については過度の吸い上げその他で近所近隣に迷惑をかけるような、また公益に害のあるようなものについては、これをまた制約を加えるということでは私は思ふ。そういうふうに書いてあるのだけれども、法の精神はあなたのお話のように強制力は持たないのだということでしょう、片つ方新設のあれだけでは確かに許可制になつておるのだ、こんなあなた片ちんばな、表があつて裏がないようなこんな法律は私はとんでもないことだと思ふ。そういう御説明を聞くとは今まで私は全く想像もしなかつたのですが、そんなんですか、これはえらいことですよ、そんなことだつたら。

○政府委員(徳永久次君) この既得権と申しますか、今まで井戸を掘つておりました人、それは従来の通りであります。限りは許可は要らない、ただし工業用水道ができたことでございまして、政府は工業用水道と置きかへして下さいという指示権だけを条文中で置いております。しかし既得権の

事業者でございまして、今までの井戸よりくみ上げ量を多くする、あるいは掘ります場所を変える、今まで深いところから掘つたのを浅いところに変へるといふような場合には許可を受けなければならぬという仕組みでございまして、これはまあある種の制限を加へます。一般に前の人々が得するといふ、今でも営業しておる人が助かり、新規の人が許可を受けなければならぬという格好になります。水は工場の命になるわけですから、この新規の法律が出たといふことでも、今までの工場を運営しておつたものが権力によつてがらひつかき回されるという形になるのは行き過ぎでないだらうかというふうに考へておるのであります。

○河野謙三君 私が伺つておるポイントは過度の吸い上げその他については規制することになつておるでしょうが、規制することになつておるが、もしその事業者があなたの方から勧告を受けた場合承知をしないで依然として仕事を続けてやつておる場合には、あなたの方はどうされるかといふことを聞いておるのです。それが何もないのです。それだけちよつと御説明願へればいいのです。もし三カ月たつても、四カ月たつても依然として通産省が認める、監督官庁が認める、過度の吸い上げだといふことを勧告してもなおかつ向うがその勧告に應じないという場合には、一体どうなさるかということなんです。

○政府委員(徳永久次君) これは法制上は十四条にあります「指示」だけでございまして、それを指示の通りにやらないという場合におきましては、法律の権力上は処置なしという格好でございまして。しかし先ほどの答弁の最初にお断りいたしましたように、この地帯は地下水の状況が非常に悪くなつた地帯でございまして、工業用水道、新しい均一な割合良質な水が供給されるということになります。事業者はただ値段が今まで二円か二円五十銭でやつておつた、新しいものが三円五十銭になつたという……

○河野謙三君 御発言中ですが、私は法律の体裁を聞いておるのです。そういうことで一体法律の体裁が整うかどうかといふことです。事実上の問題はあつたのでしよう。あるでしよ、けれども、しかしものには例外といふものがあるのだから、そこに法律の体裁といふものがあるでしよ、体裁が整つていないと思ふ。一方において許可制があるんだから、一方においてこれを抑制するといふことは当然なんだ、その抑制についてきめていかないと、ただ勧告だけなんですね、それを伺つておるのです。

○政府委員(徳永久次君) 許可制でございまして、新規のものをしてすべて許可制にしたといふことでございまして。既得権はそのまま、しかし今までは掘つておりました、くみ上げておりました業者も新規の許可と同じようなことになる。水揚げ量をふやすとか、あるいはくみ上げる場所、深い井戸から掘つておつたのを今度は浅いところから掘るようになるか、そういう場合には平等に同じ規律を受けるわけですから、従来平穩公然にやつておりましたものを全部スクリーンにかけて許可制で審査するといふことはしないといふことでございまして。

○河野謙三君 同じことを幾度も聞きまして、勧告だけで目的を達するかどうかといふことです。勧告を聞かなかつた場合にどうされるかといふことです。もともと尼崎とか川崎とか四日市といふのはすでに限度をこえて幾らか土地が陥没をするとか、その他の弊害が出ておるのでしよ。このままではどうおけなかつた非常な陥没その他の弊害が出てくるというのでこの法律を出す。さういふことで、既設の井戸です。前提でしよ。だから大づかみに考へれば川崎地区でも何らかの意味において既設の井戸に対しても規制を加へなければならぬ、四日市、尼崎同様、尼崎のごときは特にそうである、こういうことなんです。だから新しいものは許可制にするといふのはけつこうなんです。だけれども、新しいものが出てくるまでも、すでに現在ある井戸です。さういふ非常な土地では行き過ぎになつておるからこれを規制しようといふのだが、規制するためにいろいろ勧告しても聞かなかつた場合これはどうするかといふことです。私はなかなか聞かないと思ふ。これは非常に工場の経営から見れば利害関係が大きいから普通の勧告くらいで工場の損がいふことをやられるものですか、そんなものは罰せられないのだ。

○政府委員(徳永久次君) 私ども法制問題として考へました際には、従来は勝手に掘つておりましたので、そしてそれにある程度弊害を受けておりました。弊害を受けておりました際に国がやつておつたことはどういふことかといひますと、弊害に事後対策をやつておつた、防潮堤を作つたか、それから土盛りをするとか、橋桁をかき上げするとかいふような事後対策をやつておりました。それが過去の法秩序でございます。しかしそれをこのままほつておけば弊害がお顕著になるといふことでこれを許可制にして、新たな原因といふものは、現状よりも悪化さす原因といふのはすべて許可制によつて適正に処置しておるといふのが法律の建前である。そして既得権につきましては、従来平穩公然に社会秩序として認められておつたことでございまして、それにつぎましては代替水源もできたといふことで、権力ではなして、指示という形で協力を求めるといふことになりました。現状の事態も少し解決してきつたといふふうに考へる。そういう骨組みの法案に仕上げたわけなんです。その辺が現在の社会的な秩序という面から見まして、またその生産に及ぼす影響等から見まして妥協なところじゃないらうかといふふうに考へました。しかし同時に、いま一つ実際上の問題といたしまして今河野先生がおつしやいましたように、事業者は協力しないではないかといふお話もございまして、けれども、私も地元の業者、いろいろな団体も折衝しております。限りの印象からは地元の業者も早く水道ができることを歓迎しておるといふような状況にございまして、合理的な指示には地元の業者もむしろ喜んで協力してくれると、もちろん今の河野先生がおつ

しゃいましたように、すべての業者が協力してくれるかどうかということは問題があるかと思ひますけれども、実際問題といたしまして私どもも相当大きな使用量になります業者の協力は相当あるものというふうに、以前におきます地元との接触からそういうふうに考えております。

○河野謙三君 明日また委員会もあるようでありますから、なお不明な問題点もありますが、私はこの程度でやめますが、それから大臣、今私が局長に伺つておることを大臣ははたから聞いておられてどう考えますか。勧告で済むなら何も法律にしないだつて、通産省というらしい肩書をもつて、権力をもつて、行政指導でできるでしょう。法律は要らない。一応法律にした以上ちゃんときめていかなくちやいかん。今局長が言われるようなことが実情かもしれせん、勧告だけでですよ、勧告のしつぱなしでけつこうだ、それは実情かもしれせんが、それから行政指導で行けばよいのであつて、何も手をかけて法律を作る必要はないと思ひますが、大臣の御意見はどうですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 法律はその点ばかりじゃありませんから必要と思ひます。それは河野さんの指導されることもごもつともで、これがはつきり既設の井戸に対しても弊害ある場合には、これを禁止するとか何とかいうことが法律でできればなお強力でけつこうだらうと思ひます。

○河野謙三君 それでは政府側におきましても大した大きな修正でもありませんから、一つ明日までに再検討を願ひたいと思ひます。どうも私はその点

が法律の形としておかしいのです。人の権利、大きな権利に影響のあることですから、それを一片の勧告くらいでこれが片づくような簡単なものじゃないと思ひますよ。それはやはり徳永さんはお人柄がいいから、ほんとうに人の財布に手を突つ込んでみぎ取るような激しい商売をやる経験がないからあなたは甘く考えるのでございますが、その点は大任の方がいろいろ苦い経験をなめておられるから、もう少し商売人の心理状態もつかんでおられる。そんな甘いことで法の目的は達せられないと思ひますが、どうです、一つ再検討をお願いいたします。

○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)
○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後三時二十二分散会

昭和三十一年五月二十二日印刷

昭和三十一年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局